

○ 招 集 告 示

蓮白衛組告示第13号

平成24年第2回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会（6月）を次のとおり招集する。

平成24年7月2日

蓮田市白岡町衛生組合  
管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成24年7月9日（月）午前9時

2 場 所 蓮田市白岡町衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成24年第2回定例会 会期 7月9日 1日間

応招議員（11名）

1番	勝 浦	敦 議員	2番	仲 丸	教 子 議員
3番	黒 須 大 一 郎	議員	4番	高 木	隆 三 議員
5番	本 橋	稔 議員	6番	成 田	能 祥 議員
7番	大 高	馨 議員	8番	小 山	由 利 江 議員
10番	岡 安	良 議員	11番	伊 勢 谷	憲 一 議員
12番	山 口 浩 治	議員			

不応招議員（1名）

9番 興 淳 明 議員

平成24年第2回(6月)蓮田市白岡町衛生組合議会(定例会)会議録

平成24年7月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第4号の上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第4号の内容説明
- 10 議案第4号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 副管理者のあいさつ
- 14 閉 会

午前9時開会

出席議員（11名）

1番	勝	浦	敦	議員	2番	仲	丸	教	子	議員	
3番	黒	須	大	一郎	議員	4番	高	木	隆	三	議員
5番	本	橋	稔	議員	6番	成	田	能	祥	議員	
7番	大	高	馨	議員	8番	小	山	由	利	江	議員
10番	岡	安	良	議員	11番	伊	勢	谷	憲	一	議員
12番	山	口	浩	治	議員						

欠席議員（1名）

9番 興 淳 明 議員

議長より出席要求者

関	口	隆	久	蓮	田	市	斉	藤	俊	治	白	岡	町
				み	ど	り					環	境	課
				環	境	課					長		長

説明のための出席者

中	野	和	信	管	理	者	小	島	卓	副	管	理	者			
大	竹	藤	男	会	計	者	田	口	嘉	章	事	務	局	長		
				管	理	者										
山	崎	喜	紀	庶	務	課	黒	崎	晃	廃	棄	物	対	策	課	長
				長						課						
小	林	秀	之	リ	サ	イ	斉	藤	晃	施	設	課	長			
				ク	ル	推				長						
				進	課	長										

事務局職員出席者

書	記	新	井	僚	二	書	記	高	橋	利	男
書	記	関	口	義	明	書	記	中	太	裕	司
書	記	藤	井	勇	年	書	記	田	口	秀	樹

---

◇

◎開会の宣告

(午前9時)

○高木隆三議長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

開会前に申し上げます。本日、興淳明議員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

6月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

10番 岡 安 良 議員

11番 伊勢谷 憲 一 議員

を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日7月9日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

◇

◎諸報告

○高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

---

◇

◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読いたさせます。

田口事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいまご報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

---

◇

◎議案第4号の上程

○高木隆三議長 議案第4号を本定例会に上程いたします。

---

◇

◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。高木議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げます。

本日は、平成24年第2回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会が開催されましたこと、まずもって厚く御礼申し上げる次第であります。また、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。日ごろ両市町をはじめ組合進展のため、多大なるご尽力を

賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げます次第であります。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議を賜ります案件は、条例改正1件でございます。

それでは、説明申し上げますが、議案第4号 蓮田市白岡町衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法と言われますが、その法律の制定に伴いまして、所要の改正をするとともに、規定の整備をしたいので、提案するものでございます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、6件の行政報告をさせていただきます。お手元に資料がございますので、参考にしながらお願いしたいと思います。

まず初めに、蓮田市白岡町衛生組合の名称変更についてご報告いたします。白岡町では、平成24年10月1日の市制施行に向けて手続を進めておられるところでございますが、白岡町が市に移行するのに伴い、当衛生組合におきましても、地方自治法第286条第2項の規定により、構成市町の名称並びに当衛生組合の名称を変更する必要があります。

この名称変更にあたりましては、先般の正副管理者会議において、埼玉県内の一部事務組合の名称を参考に検討したところ、その中で、構成市町が複数団体の場合には、〇〇地区衛生組合という名称を使用しており、さらには構成市町が当組合のように2団体の場合には、市町名を除いた名称を使用するケースが多いことから、当組合の名称を「蓮田市白岡町衛生組合」から「蓮田白岡衛生組合」に変更するものでございます。

なお、この名称変更にあたり、地方自治法第286条及び第287条の規定に基づき、構成市町並びに埼玉県に対し、規約の変更等の手続を行ってまいります。

次に、ごみの分別収集及び有料指定ごみ袋の変更について報告いたします。去る3月の定例議会の行政報告において、平成24年10月1日からの新たな分別収集方針についてご報告申し上げ、先月パンフレットが完成いたしましたので、議員の皆様方のお手元に配付させていただいたところでございます。

ごみの分別の主な変更内容といたしましては、「有害危険ごみ」の新設、「金属類」から「燃やせないごみ」への名称変更、「ペットボトル」と「ガラス類」との分類収集、収集効率を考慮した収集区域の見直しでございます。

中でも、現行の「金属類」の名称を改めた「燃やせないごみ」については、収集頻度が月1回であることから、指定ごみ袋の販売単位を現行の10枚入りから5枚入りに変更するほか、指定ごみ袋の文字色についても、赤色として、現行の「金属類用」の指定ごみ袋との区別を明確にいたします。

また、「金属類用」の指定ごみ袋は、「燃やせないごみ用」の指定ごみ袋とみなして、当分の間は使用できるように配慮いたします。

なお、1枚当たりの袋の販売価格には変更はございません。

今後は、環境センターだより7月号に新たな分別収集内容を掲載するほか、自治連合会及び行政区長会を通じ、地元住民の方々からのご要望に応じて説明会などを開催して、住民の方々へ周知してまいりたいと考えております。

次に、「ふれあい収集」事業の実施について報告いたします。「ふれあい収集」事業は、高齢や障がいなどの理由によって、家庭ごみをみずから集積所まで持ち出すことができない方で、身近な人の協力も得られない方に対して、週に1回ごみを戸別収集することで、高齢者や障がい者などのごみ出し支援を行う事業でございます。

また、この事業は、ごみ出し支援とともに、ごみの排出状況による生活維持の確認や、声かけによる安否確認もあわせて行えることから、孤独死や孤立死が社会問題として浮上する中、高齢者福祉に寄与する事業であると考えております。

この事業につきましては、平成23年度に蓮田市白岡町衛生組合廃棄物減量等推進審議会から出されました、「ごみ行政をよりよくするための施策について」の答申の中で、独居老人や障がい者等の日常生活を支援する事業の導入を検討するよう要望をいただいたことから、当組合、両市町の環境並びに福祉担当課と検討、調整を行い、事業化したものでございます。

今後につきましては、9月から申請の受付を開始し、10月から当組合職員による収集を開始する予定でございます。

次に、日量30キロリットル浄化槽汚泥処理施設の廃止について報告いたします。本施設につきましては、昭和38年に日量14キロリットルし尿処理施設として稼働を開始し、その後昭和55年に同施設の改造工事が行われ、現在の日量30キロリットル浄化槽汚泥処理施設として竣工しました。平成14年2月には新たに日量42キロリットルし尿処理施設が完成し、2つの施設で合わせて日量72キロリットルの処理能力となり、当組合に搬入されるし尿浄化槽汚泥を処理をしております。

その後、年々下水道整備並びに農業集落排水事業が進んだことにより、近年では1日の搬入量が大幅に減少してきており、今後は日量42キロリットルし尿処理施設の単独施設において処理することが十分可能な状況となってきたところでございます。

このため、日量30キロリットル浄化槽汚泥処理施設につきましては、廃棄物処理法及び水質汚濁防止法に基づき、特定施設使用廃止届を6月25日に埼玉県へ提出させていただきました。今後においても、両市町から搬入されるし尿浄化槽汚泥の処理につきましては、安全かつ安定的に処理を行ってまいります。

次に、リサイクルプラザ併設型ストックヤード建設の進捗状況について報告いたします。平成24年度、今年度末竣工予定の（仮称）リサイクルプラザ併設型ストックヤードの建設についての進捗状

況をご報告いたします。

建設工事につきましては、「建築」、「電気設備」、「機械設備」の3部門での一般競争入札を5月29日に実施し、それぞれ請負業者及び請負金額が決定いたしました。「建築」では株式会社ユーディケー、1億2,073万7,400円、「電気設備」では株式会社弓木電設社、3,832万5,000円、「機械設備」ではハギワラ株式会社、3,081万7,500円でございます。また、建設工事の監理業務委託につきましては、6月20日指名競争入札を実施し、請負業者は株式会社アライ設計、委託額661万5,000円と決定いたしました。いずれの契約期間も平成25年3月29日までとし、リサイクルプラザ併設型ストックヤードは、平成24年度内での完成の予定でございます。

今後は、建設と同時にリサイクルプラザについての条例や規則の整備、運営の方法など、住民にとって有意義な施設としていくための検討を進めてまいります。

次に、リサイクル品展示販売会について報告いたします。去る5月20日日曜日から24日木曜日にかけて、「第17回リサイクル品展示販売会」を実施いたしました。この事業は、循環型社会の構築に向けての啓発事業の一環として、住民の方々に粗大ごみとして搬入された家具などを再利用していただき、幅広くリサイクルを推進するために開催しているものです。

今回は、来年度開館予定のリサイクルプラザの運営シミュレーションを兼ね、規模をプラザ運営スペースと同等の規模とし、従来の先着順から抽せん方式による販売方法に変更して実施いたしました。

リサイクル品の展示会場では120点を展示し、342件の申し込みがあり、94点を販売いたしました。また、毎回ご好評をいただいている肥料コーナーにおいては、今回から予約による販売方法に変更し、希望者全員がご購入いただける方法で開催いたしました。

その他にもリサイクル意識を啓発する目的で、住民が持参した牛乳パックとトイレトーパーとの交換や、ペットボトルキャップと肥料とを交換するイベントも大変好評を博しました。

次回の開催は、今年の10月から11月ごろを予定しております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



#### ◎議案第4号の内容説明

○高木隆三議長 日程第6、議案第4号 蓮田市白岡町衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 それでは、議案第4号 蓮田市白岡町衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、平成23年8月26日に成立いたしました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第2次一括法の制定に伴いまして、所要の改正を行うとともに、あわせまして他の条文等において文言整理等を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきましてご説明申し上げます。このたびの第2次一括法に関連いたします、中ほどにございます第35条でございますが、技術管理者に関する条文を追加するものでございます。廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、廃棄物処理施設を適切に維持管理するために設置が義務づけられたものでございます。

これまで、この技術管理者の資格要件に関しましては環境省令で定められておりましたが、このたびの第2次一括法におきまして、環境省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めるものとなったものでございます。このため、当組合の廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例におきまして、技術管理者の資格要件について定めるものでございます。

次の第36条以降は、それぞれの条文を繰り下げるものでございます。

次に、別表第2でございますが、本年10月1日からの分別収集では、有料指定袋の名称を「金属類」から「燃やせないごみ」へと変更することから、区分欄にございます(1)、一般家庭において当該名称を変更するものでございます。

また、同じく区分欄の中ほどにございます、組合で指定する場所に搬入するとき、つまりごみを組合に直接持ち込む場合でございますが、料金算定の基礎となる単位が10キログラムにつき150円と表示されております。これに対して、この端数処理の対応につきまして、「総重量が10キログラムに満たないときは、10キログラムとみなし、総重量10キログラムを超える場合は、その超えるものに10キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。」と備考欄に追加することによりまして、持ち込みごみに係る現状事務に合わせて、料金体系をより明確にするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日は平成24年10月1日とし、経過措置といたしましては、現行の「金属類用」の指定ごみ袋を新しくなる「燃やせないごみ用」の指定袋として継続利用できるよう規定をしております。

以上で説明を終わります。

○高木隆三議長 説明が終わりました。

◇

◎議案第4号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 今回の35条について、正式に技術管理者という資格を有する者という形になるのですけれども、それに際して、級とか号とかという給与の改定も行われるのですか、ないのですか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 今回の技術管理者の指定に関して給与に影響があるかというご質問ですが、これは従来も技術管理者自体は指定しておりましたので、給与には全く影響はございません。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 別表についてお伺いいたします。

先ほどの事務局長のご説明ですと、搬入するときの10キロの基準について、「四捨五入するものとする」というふうに明記している部分のご説明が、現状に合わせて四捨五入するものとするご説明があったと思いますが、現状はこの明文化されたものと同じようになっているのでしょうか。同じだとすれば、何を基準にこういうふうに決められたのでしょうか、ご説明願います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ただいまのご質問ですが、現在10キログラム単位で150円ということで徴収をされているわけですが、台貫という、車自体載るわけですが、それに載ってキログラム単位で表示がされるということで、その台貫自体が、何グラムですか。失礼しました。10キロ単位での表示で、例えば13キロという表示が出た際には、金額のほうで、それを四捨五入した段階で、150円というふうな表示に現状事務がなっているということなのです。これについては、スタートした時点でそういう端数に関する決裁を受けまして、それに基づいて現行事務が行われているということでございます。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 そうしますと、現状と同じ、ただ明文化しただけという、内容はそういうことなのですが、台貫に載ったところで四捨五入して、その数字が記入されるというか表示されるということの基準は、どこでどういうふうにして決めたものなのでしょうか。それから、規則とか要領、要綱とか、何かそういうものはないのでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎廃棄物対策課長。

○黒崎 晃廃棄物対策課長 ただいまのご質問ですが、台貫計量器を製造しているメーカーでは、ほ

ば同じなのですけれども、計量器自体が今、30トン、今の台貫が30トンまではかれる台貫なのですけれども、これの目量といいますか、最低の単位が10キログラムとなっており、それが基本になっております。

その10キロの表示をどのように扱うかということは、これは各メーカー共通でございまして、すべて四捨五入表示ということで製造されているものでございます。その製造の発端といいますか、これは例えば1キロ単位の表示もできるわけでございますけれども、そこまで精度を求めたときの誤差が、ちょっとした揺れでも1キロ、2キロ誤差が出ますので、表示にあいまいさが出るということで、料金体系も今10キロ単位で手数料を定めております。そういう背景がございまして、正確にはかれば、はかる機械を導入はできるのですが、コストをかけて、そこまで精度を上げた台貫を導入する必要があるかということをお考えすると、それはどこの市町村においても、その必要はないという判断でございまして、市販の各メーカーが表示するものをそのまま導入させていただいております。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 現状は理解いたしました。そういうことだということの内規で決めるとか、規定で決めるとか、何か衛生組合として基準を決めておく必要はなかったのでしょうか。メーカーの基準をそのまま受け入れるというやり方がいいのかどうか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ただいまの質問ですけれども、先ほどちょっとご説明申し上げたのですが、機械のそういった経緯もございまして、導入時に管理者決裁を受けまして、それに基づいて現行事務が行われているということでございます。

以上です。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 ただいまの件に関連して。

本来徴収する場合に、今回条例に盛り込んだわけですけれども、条例で決めておく必要はなかったのでしょうか。だから、先ほど仲丸議員が質問したように、例えば要綱とか規則とか、そういうところで決めてあって、今回この条例で決めたということなのですか。もともとどこで決めて明示してあったのかというところがちょっとわからなかったものですから。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 条例のほうでは、別表2のほうで、10キログラムにつき150円ということで明記されておるわけですが、それに関連して、先ほどの機械の台貫上の視点といいますか、そちらのほうの兼ね合いもございまして、その下のほうに、上記算出の基準によることが著しく実情にそわないときは、必要により管理者が定める額となっておりますので、これに基づいて決裁を受けて実

務が行われているということでございます。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 ということは、今までは管理者が定めるという形でなっていたわけなので  
すか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○8番 小山由利江議員 それで、今回条例に入れたというその理由は。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 今回条例のほうに、先ほど説明も申し上げましたが、内容を明記しまして、よ  
り料金体系を明確化したものでございます。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



#### ◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



#### ◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第4号 蓮田市白岡町衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正  
する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時36分

○高木隆三議長 再開いたします。現在員11名でございます。



◎副管理者のあいさつ

○高木隆三議長 ここで、副管理者からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 それでは、閉会前に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成24年第2回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、ただいまご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議を賜り、ご可決いただきまして、まことにありがとうございました。

今後とも職員ともども住民サービスを第一に考え、生活環境のさらなる向上を目指しまして、職務に精励し努力してまいりたいと考えております。議員皆様方におかれましては、ご指導、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会前のごあいさつにさせていただきます。

本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

○高木隆三議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。閉会にしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 ご異議なしと認めます。

これをもって平成24年第2回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前 9時37分